

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）

改正案	現行
<p>一〇三十九（略）</p> <p>四十 針なし注射器用アクチュエーターに用いる点火具であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</p> <p>ロ 電気点火により、内蔵する火薬を燃焼させて、外部のピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。</p> <p>ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。</p> <p>ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。</p> <p>ホ ケースはステンレス鋼その他の合金製であること。</p> <p>四十一 針なし注射器用アクチュエーターに用いるガス発生器であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五〇グラム以下であること。</p> <p>ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が〇・三〇〇グラム以下であること。</p>	<p>一〇三十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

参考資料 2

- ハ 電気点火により、ガスを発生させて、外部のピストン（最大変位が五十ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。
- ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ヘ ケースはアルミニウム合金その他の合金製であること。